

川口市障害者福祉計画等（素案）への意見募集結果

1	意見募集期間	平成30年1月4日から平成30年2月2日	
2	意見提出者	4名・1団体	
3	意見件数	20件	
4	意見内容		
	【意見の趣旨】	【市の考え方】	案の修正
(1)	P3「障害者総合支援法が制定されるまでは、「制度の谷間」にいた発達障害や高次脳機能障害」のところで、高次脳機能障害は障害者自立支援法が施行されたときから、精神障害として支援の対象となっているため、誤解招かないような表現に訂正してください。	「障害者総合支援法が制定されるまでは、「制度の谷間」にいた」を削除いたします。	あり
(2)	P8 「計画対象者の範囲」のところで、「計画では、障害者基本法第2条第1項に基づき、身体障害・知的障害・精神障害のほか、発達障害、高次脳機能障害並びに難病も対象とします。」と記されているが、高次脳機能障害は精神障害に含まれる障害ですので、適切な表現に訂正してください。	「精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）」に改め、「発達障害、高次脳機能障害並びに」を削除いたします。また、下の図も「高次脳機能障害」の枠を削除し、精神障害の括弧を追加し、「高次脳機能障害」を加えます。	あり
(3)	P61 「意思疎通支援事業」のところで P108 「⑥意思疎通支援」のところで意思疎通支援事業の支援対象に高次脳機能障害も含まれること、入院中も意思疎通支援事業が利用できることを記してください。	本計画の対象者には、高次脳機能障害の方も含まれており、障害者に対しての手話通訳者派遣や要約筆記者派遣等の支援について今後も取り組んで参ります。	なし
(4)	P66 「基本施策2 障害児とその家庭への支援」 P96 「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」 P105 「(5) 障害児サービス」のところで、小児の高次脳機能障害への具体的な支援策を記してください。	本計画の障害児には、小児の高次脳機能障害も含まれており、障害児支援につきましても、今後も取り組んで参ります。	なし

	【意見の趣旨】	【市の考え方】	案の修正
(5)	P71「基本施策3 地域における障害者の自立支援」の「今後の取組み」のところで、高次脳機能障害の早期発見・早期対応、高次脳機能障害の方への医療から社会復帰までの連続したケア、といった事業を記してください。	本計画の対象者には、高次脳機能障害の方も含まれており、障害者に対しての医療費の補助や自立訓練等の支援について今後も取組んで参ります。	なし
(6)	P76 「(自立訓練(機能訓練))」「(自立訓練(生活訓練))」のところで、障害による対象者要件が撤廃される可能性が高いですので、対象障害を限定しない形に語句を変更してください。なお、その折に、可能でしたら高次脳機能の方への支援についても記してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●「自立訓練(機能訓練)」 「身体障害者が」を「障害者が」に改めます。 ●「自立訓練(生活訓練)」 「知的障害者又は精神障害者が」を「障害者が」に改めます。 ●「(宿泊型自立訓練)」 「知的障害者又は精神障害者に」を「障害者に」に改めます。 	あり
(7)	P83 「精神障害者の社会復帰の支援〔障害福祉課、疾病対策課〕」のところで、高次脳機能障害も対象であれば、その旨を記載してください。	本計画の対象者には、高次脳機能障害の方も含まれており、「精神障害者の社会復帰の支援」について今後も取組んで参ります。	なし
(8)	P94 「(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところで、記載の仕方を「精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステム」にするなどして、この事業の対象に高次脳機能障害が含まれることを明示してください。	本計画の対象者には、高次脳機能障害の方も含まれており、今後は精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指した協議の場の設置に向けて検討して参ります。	なし
(9)	P94 「(3) 地域生活支援拠点等の整備」のところで、高次脳機能障害の方への支援も、地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを計画に記してください。	本計画の対象者には、高次脳機能障害の方も含まれており、今後は地域生活支援拠点の整備に向けて取り組んで参ります。	なし

	【意見の趣旨】	【市の考え方】	案の修正
(10)	P109 「⑫その他の事業（任意）：日常生活支援、社会参加支援」のところ、高次脳機能障害の方が徘徊してしまった際、ご本人、ご家族の方などが利用できる施策を記してください。	地域生活支援事業には、ご意見のような事業がないため、記述はいたしません。貴重なご意見として、今後検討させていただきます。	なし
(11)	P36に「事業所及び職員の向上」の記述があるが、それ以前に深刻な福祉現場の実態がある。市内の施設では恒常的な人材不足となっており、職員は女性と高齢男性というところが殆どであり、事業の継続も危ぶまれるとの声もある。障害者施策は支える人材によって成り立っているため、人材確保とそのための支援策を計画に盛り込むことは、欠かせない要件であると考えます。	福祉職員の人材確保とそのための支援策につきましては、今年度の報酬改訂により、障害福祉人材の処遇改善についての加算が拡充されておりますので、今後の動向を注視して参ります。	なし
(12)	市内に暮らす子どもたちの特別支援学校の状況も欠かしてはいけません。越谷特別支援学校に本市から通う肢体不自由の子どもたちは40人を超えている。川口特別支援学校がいっぱいのため近隣市に通っている状況がある。教育を受ける場を市内に用意するのは、本市としての責任と考えるため、計画に反映することを強く求める。	本計画への具体的な記述は控えさせていただきますが、県立特別支援学校の設立につきましては、市教育委員会から管轄である県教育委員会に働きかけて参ります。	なし
(13)	○短期入所施設の充実について P54 障害者と家族の高齢化への対応」の[施策の展開方向]に短期入所施設の充実の項目に、「充実」と言いながらしらゆりの家の「増設」の方向が打ち出されていないのは、利用者が利用したくても出来ない問題を受け止めておらず極めて不十分である。これでは根本的な問題は解決出来ないと考える。ぜひ計画的な「増設」を検討し入れてほしい。	施設整備につきましては、適宜必要に応じて建設費補助を行います。	なし

	【意見の趣旨】	【市の考え方】	案の修正
(14)	P76 事業番号【67】短期入所（ショートステイ）について、緊急時にはとても助かるが、定員が限られている施設であるため他に利用したいと思っている人達が利用できない事がおきているため、1か所だけでなく、増設してほしい。	施設整備につきましては、適宜必要に応じて建設費補助を行います。	なし
(15)	P54 短期入所施設の充実について入所施設の圧倒的不足から、ロングショートの利用が高まり、短期入所の利用ができない深刻な状況が生まれている。川口地域での安心した暮らしをするためには短期入所施設の増設についての記述をしてほしい。	施設整備につきましては、適宜必要に応じて建設費補助を行います。	なし
(16)	P54 施策の展開方向 ◇生活の場（住まいの場）の確保について、本市の入所待機者が100人を超えている実態からも、切実性と緊急性に則して施策の展開方向を示してほしい。	現在の入所施設の入所者の状況を踏まえ、グループホーム等への地域移行を促進し、それに伴い入所の必要な方が入所できるよう取組んで参ります。	なし
(17)	障害者にとって安全・安心のまちづくりということで、今取り付けが始まった駅ホームのホームドアをどの駅にも取り付けてほしい。	JR東日本において、川口駅、西川口駅、蕨駅へのホームドア設置が予定されています。他の駅にも整備が進むようJR東日本に要望、支援を進めて参ります。	なし
(18)	主な公共施設の階段に道路と区別するために階段の1段1段に目立つラインを段差の切れ目に入れてほしい。	本計画への具体的な記述は控えさせていただきますが、貴重なご意見として関係部局に伝えて参ります。	なし
(19)	川口駅（東口）を出て右側のバス停における階段は降りにくいのでエスカレーターを設置して欲しい。	関係部局からは、エスカレーターの設置につきましては、多くの課題があると聞いております。バス停に行く方法について、関係部局に利便性の向上について伝えて参ります。	なし
(20)	P103 サービス必要量の見込み 入所施設支援の見込量の算出方法について、障害のある方々を直接関わっている市内施設関係者に協力願い、生きた必要量を算出してほしい。	国の指針を基に市外を含めた見込量を算出しておりますが、必要な施設につきましては、その確保に取組んで参ります。	なし